

お知らせ

証明書等の請求や届出の際の本人確認が 厳密になりました

近年、第三者が本人になりすまして虚偽の届出や各種証明書を不正に取得し、悪用する事件が全国的に発生しています。個人情報保護と不正取得や虚偽の届出を防止するため、平成20年5月1日より住民基本台帳法及び戸籍法の一部が改正されました。戸籍や住民票の取扱いが厳密となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎主な変更点

- (1) 住民票や戸籍に関する証明書などを請求する際の本人確認について
- (2) 住所異動(転入・転出等)や戸籍の届出(婚姻・離婚等)の際の本人確認について
- (3) 各種証明書の不正取得や虚偽の届出に対する制裁措置の強化など

本人確認書類とは

「氏名及び住所」が確認できる有効な書類であること。

1点以上による本人確認書類	マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、宅地建物取引主任者証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付) など
2点以上による本人確認書類 (イが2点以上、又はイとロの各1点以上)	イ. 旅券、国民健康保険証、健康保険証、介護保険被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、写真なしの住民基本台帳カード、独立行政法人・特殊法人・公務員(写真付き)の職員証 など
	ロ. 学生証、法人が発行した本人確認証、名前の特殊加工されているキャッシュカードや診察券など

※代理人による申請

代理人による請求の場合には、委任者の署名・押印のある委任状、代理人の本人確認の写しが必要になります。